

**八潮市被保護者年金申請支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和7年12月22日

八潮市

健康福祉部社会福祉課

1. 目的

この要領は、八潮市被保護者年金申請支援事業業務委託（以下「業務等」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

なお、本プロポーザルでは関連する業務等を総合的、一体的に実施するため、

3. 業務等の概要に掲げる事業を受託することのできる事業者を選定することとする。

2. 委託の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

3. 業務等の概要

- (1) 八潮市被保護者年金申請支援事業業務委託

① 業務内容

生活保護受給者の年金調査、申請等を社会保険労務士事務所に一部委託し、被保護者等が年金を受給できるよう支援を行う。

詳細は、「八潮市被保護者年金申請支援事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

② 本業務の実施に係る予算額（3か年の予算の限度額）

14,190,000円（1年あたり限度額4,730,000円）

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

③ 担当課

健康福祉部社会福祉課

4. 参加資格等

- (1) 参加資格

参加資格については、次の条件をすべて満たすこととする。

- ① 仕様書の内容を理解した上で、公募型プロポーザルに参加できる法人とする。
- ② 3. 業務等の概要に掲げる業務を実施することのできる者。
- ③ 参加申込書類提出日において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止処分及び八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置の期間中にはない者。

- (2) 欠格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、参加できないものとする。

- ① 地方自治法第92条の2に該当する者。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正又は再生手続をしている者。
- ④ 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者。
- ⑤ 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できない者。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とする者。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が経営に係る法人。
- ⑧ 八潮市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年間経過していない者。

5. 受託計画書の審査

別表1 プレゼンテーション評価項目に基づき評価を行い、最高点を獲得した参加申込者を受託予定者として選定する。なお、参加申込者が1者の場合であっても、基準（目安として満点の6割以上）を満たしていると判断した場合は、受託予定者とする。

6. 選定までの手続き

（1）質疑応答

① 質問の方法

参加申込にあたり質問をしようとする者は、質問書（様式3）に必要事項を記入して事務局に電子メールにて提出する。質問の提出後、事務局に電話にて受付の確認を行うものとする。

質問を送信する際の件名は、次のとおりとする。

「八潮市被保護者年金申請支援事業業務委託に関する質問（法人名）」
電話や窓口等での口頭による質問は受け付けない。

② 受付期間

令和7年12月22日（月）正午から令和8年1月19日（月）正午まで

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和8年1月23日（金）までに質問者名を伏せ市ホームページに掲載する。

（2）参加申込

① 提出書類

様式1 公募型プロポーザル参加申込書

様式2 公募型プロポーザル参加資格要件について

② 提出方法

提出書類に必要事項を記入の上、正本を1部、事務局へ電子メール、郵送または直接持参し提出すること。

③ 受付期間

令和7年12月22日(月)正午から令和8年1月26日(月)午後5時まで

(郵送による提出期限は1月26日必着(消印無効)とする。)

提出時間は平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

(3) 受託計画書

公募型プロポーザル参加申込書を提出した者は、本事業の仕様書に基づき受託計画書を作成し次のとおり提出する。

① 提出書類

様式4 八潮市被保護者年金申請支援事業業務委託受託計画書

見積書(A4版、様式自由。)

② 提出方法

必要書類を整え事務局に提出すること。郵送可。

③ 受付期間

令和7年12月22日(月)正午から令和8年2月6日(金)午後5時まで
(土、日、祝日を除く)

提出時間は平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

(郵送による提出期限は2月6日必着(消印無効)とする。)

④ 提出部数

正本1部 副本7部

(4) 参加辞退について

① 辞退の方法

本業務参加申込書の提出後に辞退する場合には、公募型プロポーザル辞退届(様式5)を提出すること。辞退届提出による不利益措置はない。

② 受付期間

令和7年12月22日(月)正午から令和8年2月6日(金)午後5時まで

(5) プрезентーションの実施

① 実施日時

令和8年2月16日(月)

時間、場所等、詳細は参加申込者に個別に通知する。

② 出席者

プレゼンテーションを行うのは合計4名以内とする。

③ プrezentationの方法

順番は、参加申込書の提出順とする。

説明は一参加申込者につき20分以内とし、質疑応答は10分程度とする。

説明者は、予定時刻の15分前までに控室に入室すること。

開始予定時刻に遅れた場合は欠席として扱う。

説明は、受託計画書の記載内容を逸脱しない範囲とし、受託計画書の要点を簡潔にまとめたものとする。

プロジェクト等の機材を使用する場合は、事前に事務局に連絡するとともに、機材は参加申込者が用意する。ただし、希望によりスクリーンは市が用意する。なお、機材の設営も含め、準備は入室から説明開始前の時間に行う。

(6) 結果の通知

プレゼンテーションの審査結果については、別途郵送で通知することとし、令和8年2月27日(金)までに発送する。

7. 受託予定者との協議

受託計画書に基づき受託予定者と市の協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。決定した内容に基づき、市の予算の限度額の範囲内において、契約金額を決定する。

また、受託予定者が本件の契約を辞退した場合及び契約締結前に4.(1) 参加資格を失った場合、又は虚偽の参加申込等を行ったことが判明した場合、当該受託予定者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たな受託予定者として選定する。

8. 情報公開

本発注案件については、契約先決定後に参加申込者から情報提供の希望があった場合、以下の項目について情報提供を行う。

なお、情報提供は原則として電子メール等で行う。

- ① プロポーザルの参加申込者数
- ② 契約先業者名
- ③ 契約金額
- ④ 契約先業者の評点の合計値
- ⑤ 情報提供希望のあった参加申込者の評点の合計値
- ⑥ 情報提供希望のあった参加申込者の全体順位
- ⑦ 評価項目ごとの他参加申込者との評点優劣（評点は情報提供しません。）

9. その他

- (1) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の経費は、全て参加申込者の負担とする。
- (3) 提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商法特許の日本国及び日本国外の国の法令に基づき保護される第3者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加申込者が負うものとする。

- (4) 提出された提案書等の書類は本件のプロポーザル以外に使用しない。また、却は行わず事務局において保管し、市所定の保存年限経過後に市が破棄することとする。
- (5) 本業務の手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。また、提案書等作成のため本市から入手した資料は、提案書等の作成以外の目的で使用することはできないものとする。
- (6) 提出期限以後の提案書等の差し替えや再提出は認めないものとする。本業務参加申込書提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の取り扱いにするとともに、虚偽の記載をした参加申込者に対し、指名停止の措置を行うこともある。
- (7) 本件のプロポーザル実施の説明会は行わないものとする。
- (8) 受託計画書等の作成にあたっては、3. 業務等の概要に掲げる事業についてを十分に理解すること。
- (9) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。

問い合わせ先・事務局

〒340-8588

八潮市中央一丁目2番地1

八潮市健康福祉部 社会福祉課 保護係

電話 048-996-2111 内線 245

FAX 048-996-2820

E-mail shakaifukushi@city.yashio.lg.jp

プレゼンテーション評価項目

評価項目	判断基準
実施体制	実施体制、事業遂行能力の明確化、受給権発見目標件数、年金受給金額の目標額
受託実績	年金申請支援の実績
事業手法	被保護者等の各種記録を年金受給へとつなげる具体的手法、福祉事務所およびケースワーカーとの連携の具体的手法、本業務に関する参加申込者の強み等
提示金額	受託計画書に対する提示金額の妥当性
プレゼンテーション	本業務へ取り組む姿勢等